

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行																																																
別紙様式第十二号（第一百七十二条第一項、第一百八十二条第一項関係） （日本工業規格A 4） 第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 年 月 日提出 （略） 2 経理の状況 （記載要領） 1～7 （略） （様式A） （日本工業規格A 4） (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在 （単位：千円）<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 未 収 収 益</td><td></td><td>（略） 流 動 負 債 計 固 定 負 債</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table> （略） （様式B） （日本工業規格A 4） (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在 （単位：千円）<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 未 収 収 益</td><td></td><td>（略） 前 受 収 益 ・ ・ ・ ・ ・</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table> （略） （様式C） （日本工業規格A 4） (1) 貸 借 対 照 表	科 目	金 額	科 目	金 額	（略） 未 収 収 益		（略） 流 動 負 債 計 固 定 負 債		（略）		（略）		科 目	金 額	科 目	金 額	（略） 未 収 収 益		（略） 前 受 収 益 ・ ・ ・ ・ ・		（略）		（略）		別紙様式第十二号（第一百七十二条第一項、第一百八十二条第一項関係） （日本工業規格A 4） 第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 年 月 日提出 （略） 2 経理の状況 （記載要領） 1～7 （略） （様式A） （日本工業規格A 4） (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在 （単位：千円）<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 未 収 収 益 前 払 年 金 費 用</td><td></td><td>（略） 流 動 負 債 計 固 定 負 債</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table> （略） （様式B） （日本工業規格A 4） (1) 貸 借 対 照 表 年 月 日現在 （単位：千円）<table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>（略） 未 収 収 益 前 払 年 金 費 用</td><td></td><td>（略） 前 受 収 益 ・ ・ ・ ・ ・</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table> （略） （様式C） （日本工業規格A 4） (1) 貸 借 対 照 表	科 目	金 額	科 目	金 額	（略） 未 収 収 益 前 払 年 金 費 用		（略） 流 動 負 債 計 固 定 負 債		（略）		（略）		科 目	金 額	科 目	金 額	（略） 未 収 収 益 前 払 年 金 費 用		（略） 前 受 収 益 ・ ・ ・ ・ ・		（略）		（略）	
科 目	金 額	科 目	金 額																																														
（略） 未 収 収 益		（略） 流 動 負 債 計 固 定 負 債																																															
（略）		（略）																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																														
（略） 未 収 収 益		（略） 前 受 収 益 ・ ・ ・ ・ ・																																															
（略）		（略）																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																														
（略） 未 収 収 益 前 払 年 金 費 用		（略） 流 動 負 債 計 固 定 負 債																																															
（略）		（略）																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																														
（略） 未 収 収 益 前 払 年 金 費 用		（略） 前 受 収 益 ・ ・ ・ ・ ・																																															
（略）		（略）																																															

改正案				現行			
年 月 日現在				年 月 日現在			
(単位：千円)				(単位：千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
<u>未 収 収 益</u>		未 払 法 人 税 等		<u>未 収 収 益</u>		未 払 法 人 税 等	
(略)		繰 延 税 金 負 債		<u>前 払 年 金 費 用</u>		繰 延 税 金 負 債	
		(略)		(略)		(略)	
(略)				(略)			
(注意事項)				(注意事項)			
1 ～ 5 (略)				1 ～ 5 (略)			

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案					現行																																																														
別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）					別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）																																																														
(日本工業規格A 4)					(日本工業規格A 4)																																																														
第 期事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)					第 期事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)																																																														
年 月 日提出					年 月 日提出																																																														
商号又は名称					商号又は名称																																																														
所在地					所在地																																																														
代表者の役職氏名 印					代表者の役職氏名 印																																																														
1 業務の状況					1 業務の状況																																																														
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)																																																														
(6) 連結自己資本規制比率の状況					(6) 連結自己資本規制比率の状況																																																														
(記載要領)					(記載要領)																																																														
最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208					最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208																																																														
条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。					条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。																																																														
(様式A)					(様式A)																																																														
(略)					(略)																																																														
(様式B)					(様式B)																																																														
<table><tr><td>信用リスク・アセット算出手法</td><td></td></tr></table>					信用リスク・アセット算出手法		<table><tr><td>信用リスク・アセット算出手法</td><td></td></tr></table>					信用リスク・アセット算出手法																																																							
信用リスク・アセット算出手法																																																																			
信用リスク・アセット算出手法																																																																			
(単位：百万円)					(単位：百万円)																																																														
<table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">前期末</th><th colspan="2">当期末</th></tr><tr><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="5">普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目</td></tr><tr><td colspan="5">普通株式に係る株主資本の額</td></tr><tr><td colspan="5">うち、資本金及び資本剰余金の額</td></tr><tr><td colspan="5">うち、利益剰余金の額</td></tr></tbody></table>					項 目	前期末		当期末		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					<table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">前期末</th><th colspan="2">当期末</th></tr><tr><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th><th>経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="5">普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目</td></tr><tr><td colspan="5">普通株式に係る株主資本の額</td></tr><tr><td colspan="5">うち、資本金及び資本剰余金の額</td></tr><tr><td colspan="5">うち、利益剰余金の額</td></tr></tbody></table>					項 目	前期末		当期末		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額				
項 目	前期末		当期末																																																																
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額																																																															
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目																																																																			
普通株式に係る株主資本の額																																																																			
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																			
うち、利益剰余金の額																																																																			
項 目	前期末		当期末																																																																
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額																																																															
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目																																																																			
普通株式に係る株主資本の額																																																																			
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																			
うち、利益剰余金の額																																																																			

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案						現行					
	うち、自己株式の額（△）						うち、自己株式の額（△）				
	うち、社外流出予定額（△）						うち、社外流出予定額（△）				
	うち、上記以外に該当するものの額						うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額						普通株式に係る新株予約権の額					
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額						その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分の額						普通株式等 Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分の額					
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額						公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 4 条第 1 項）により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額						少数株主持分等に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 6 条）により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額（イ）						普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額（イ）					
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目						普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額						無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額						うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額						うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額						繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
繰延ヘッジ損益の額						繰延ヘッジ損益の額					
適格引当金不足額						適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額						証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額						負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額						退職給付に係る資産の額					
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額						自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額						意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案					現行				
<u>少数出資金融機関等の普通株式の額</u>					<u>意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額</u>				
<u>特定項目に係る 10%基準超過額</u>					<u>少数出資金融機関等の普通株式の額</u>				
<u>うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額</u>					<u>特定項目に係る 10%基準超過額</u>				
<u>うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額</u>					<u>うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額</u>				
<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>					<u>うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額</u>				
<u>特定項目に係る 15%基準超過額</u>					<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>				
<u>うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額</u>					<u>特定項目に係る 15%基準超過額</u>				
<u>うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額</u>					<u>うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額</u>				
<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>					<u>うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額</u>				
<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>					<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>				
<u>その他 Tier 1 資本不足額</u>					<u>特定項目に係る 15%基準超過額</u>				
<u>普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額（ロ）</u>					<u>うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額</u>				
<u>普通株式等 Tier 1 資本</u>					<u>うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額</u>				
<u>普通株式等 Tier 1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）</u>					<u>うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額</u>				
<u>その他 Tier 1 資本に係る基礎項目</u>					<u>その他 Tier 1 資本不足額</u>				
<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額</u>					<u>普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額（ロ）</u>				
<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額</u>					<u>普通株式等 Tier 1 資本</u>				
<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る負債の額</u>					<u>普通株式等 Tier 1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）</u>				
<u>特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額</u>					<u>その他 Tier 1 資本に係る基礎項目</u>				
<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額</u>					<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額</u>				
<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>					<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額</u>				
					<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る負債の額</u>				
					<u>特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額</u>				
					<u>その他 Tier 1 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額</u>				
					<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案						現行								
	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					る基礎項目の額に含まれる額								
	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額					うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額								
						うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額								
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額						その他の包括利益累計額に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 5 条第 2 項）によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額								
少数株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額						少数株主持分等に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 6 条）によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額								
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額（ニ）						その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額（ニ）								
その他 Tier 1 資本に係る調整項目						その他 Tier 1 資本に係る調整項目								
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額						自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額								
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額						意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額								
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額						少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額								
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額						その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額								
調整項目に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額						調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 7 条第 2 項）によりその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額								
Tier 2 資本不足額						Tier 2 資本不足額								
その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額（ホ）						その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額（ホ）								
その他 Tier 1 資本						その他 Tier 1 資本								
その他 Tier 1 資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）						その他 Tier 1 資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）								
Tier 1 資本						Tier 1 資本								
Tier 1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）						Tier 1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）								
Tier 2 資本に係る基礎項目						Tier 2 資本に係る基礎項目								
Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額						Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額								
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額						Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額								
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額						Tier 2 資本調達手段に係る負債の額								
特別目的会社等の発行する Tier 2 資本調達手段の額						Tier 2 資本に係る基礎項目								

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案					現行				
Tier 2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）					の額				
総自己資本					少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
総自己資本合計（（ト）＋（ヌ））（ル）					その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
リスク・アセット等					調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 7 条第 2 項）により Tier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
信用リスク・アセットの額の合計額					Tier 2 資本に係る調整項目の額（リ）				
資産（オン・バランス）項目					Tier 2 資本				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					Tier 2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）				
オフ・バランス取引等項目					総自己資本				
CVA リスク相当額を 8％で除して得た額					総自己資本合計（（ト）＋（ヌ））（ル）				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					リスク・アセット				
マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額					資産（オン・バランス）項目				
オペレーショナル・リスク相当額を 8％で除して得た額					オフ・バランス取引等項目				
信用リスク・アセット調整額					CVA リスク相当額を 8％で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）					マーケット・リスク相当額を 8％で除して得た額				
連結自己資本規制比率					オペレーショナル・リスク相当額を 8％で除して得た額				
連結普通株式等 Tier 1 比率（（ハ）／（ヲ））	%		%		信用リスク・アセット調整額				
連結 Tier 1 比率（（ト）／（ヲ））	%		%		オペレーショナル・リスク相当額調整額				
連結総自己資本規制比率（（ル）／（ヲ））	%		%		調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 7 条第 2 項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
調整項目に係る参考事項					リスク・アセットの額の合計額（ヲ）				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					連結自己資本規制比率				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					連結普通株式等 Tier 1 比率（（ハ）／（ヲ））	%		%	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの					連結 Tier 1 比率（（ト）／（ヲ））	%		%	

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案					現行				
<u>に限る。）に係る調整項目不算入額</u>					<u>連結総自己資本規制比率（（ル）／（ヲ））</u>	<u>%</u>		<u>%</u>	
<u>繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額</u>					<u>調整項目に係る参考事項</u>				
<u>Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</u>					<u>少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額</u>				
<u>一般貸倒引当金の額</u>					<u>その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額</u>				
<u>一般貸倒引当金に係る Tier 2 資本算入上限額</u>					<u>無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額</u>				
<u>内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</u>					<u>繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額</u>				
<u>適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額</u>					<u>Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</u>				
<u>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</u>					<u>一般貸倒引当金の額</u>				
<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額</u>					<u>一般貸倒引当金に係る Tier 2 資本算入上限額</u>				
<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</u>					<u>内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</u>				
<u>適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額</u>					<u>適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額</u>				
<u>適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</u>					<u>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</u>				
<u>（注意事項）</u>					<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額</u>				
<u>1 「信用リスク・アセット算出手法」の欄には、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</u>					<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</u>				
<u>2 「その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</u>					<u>適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額</u>				
<u>3 「Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</u>					<u>適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）</u>				
<u>4 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及</u>					<u>（注意事項）</u>				

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<u>適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」の欄の金額又は比率が前連結会計年度（同令第 2 条第 41 号に規定する前連結会計年度をいう。）に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u> （以下略）	<u>1 「信用リスク・アセット算出手法」の欄には、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</u> <u>2 「連結自己資本規制比率改正告示」とは、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成 24 年金融庁告示第 29 号）をいう。</u> <u>3 本表の各項目のうち連結自己資本規制比率改正告示附則第 5 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」の欄に記載すること。</u> <u>4 「その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</u> <u>5 「Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</u> <u>6 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」の欄の金額又は比率が前連結会計年度（同令第 1 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する前連結会計年度をいう。）に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u> （以下略）